

平成 25 年度練馬区食品衛生監視指導計画について

1 意見の募集等

(1) 食品衛生法第 64 条第 2 項（国民等の意見の聴取）に基づくもの

① 周知方法 ねりま区報（2 月 1 日号）および区ホームページに掲載。
生活衛生課および生活衛生課石神井分室での配布
区民情報ひろばでの閲覧

② 意見募集期間 平成 25 年 1 月 25 日から 2 月 13 日まで

(2) 練馬区食品衛生推進員会議での意見交換

平成 25 年 2 月 6 日（水）に開催。出席者 10 名。

2 区民等からの意見の概要および区の考え方

(1) 意見数 1 件

	ご意見	区の考え方	該当箇所	対応※
1	<輸入食品対策について> ・輸入食品に対する監視体制を強固なものにして欲しい。	輸入食品についての情報収集に努め、区内に流通する輸入食品の監視や検査、また、区内輸入業者への指導を行っていきます。	P2 2(6) ウ輸入食品対策	◎

(2) 食品衛生推進員会議での意見数 3 件

	ご意見	区の考え方	該当箇所	対応※
1	<縁日・祭礼等の臨時営業業者への監視指導について> ・消費者の視点を、監視の際に取り入れて欲しい。	監視指導実施時の参考にさせていただきます。	P3 2(6)オ 縁日、祭礼等の行事における臨時営業業者、臨時出店者の監視指導	○
2	<食育関連事業について> ・食品の表示や保存方法など食育を含めた消費者教育に力を入れて欲しい。	講習会等の企画時の参考にさせていただきます。	P4 5(1)ウ 食育関連事業	○
3	<食育関連事業について> ・食品衛生推進員を消費者教育活動に活用してみてもどうか。	食品衛生推進員活動の範囲拡大について、検討いたします。	P4 5(1)ウ 食育関連事業	△

※意見に対する対応

◎：計画案に趣旨が記載済みであり、その旨説明したもの

○：計画の実施の際に、参考とさせていただきます

△：今後、検討を行うもの

- 3 募集意見以外での変更点（下線部が変更点）
 - 2（2）実施予定件数（P.1）
 - 監視指導対象許可・届出数
 - （旧） 13,422 件（平成24年9月末現在）
 - （新） 13,477 件（平成24年12月末現在）
 - 8（2）庁内関係部署との連携（P.7）
 - （旧） 光が丘保健相談所 試験検査係
 - （新） 生活衛生課 試験検査係（予定）
 - 9（1）試験検査の実施機関（P.7）
 - （旧） 光が丘保健相談所 試験検査係
 - （新） 生活衛生課 試験検査係（予定）
- 4 監視指導計画（別紙）の公表
 - 3月下旬 生活衛生課で配布する。また、区民情報ひろばに配置する。
 - 4月1日 ねりま区報および練馬区ホームページに掲載する。